



アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款** をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<https://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

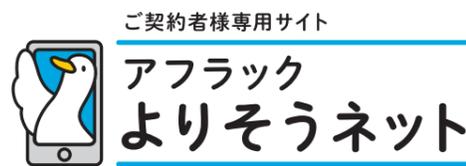
通話料
無料

0120-5555-95

受付
時間

月曜日～金曜日
9:00～18:00
土曜日
9:00～17:00
※祝日・年末年始
を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



ご登録者様限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします!

※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「三大疾病保険」です。
「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にごございますのでお問い合わせください。
ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2024年3月18日現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に
契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

三大疾病保障プラン

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

保存版

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01～08

契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

- 保険の特長・しくみは？
- どんなときに保険金が支払われるの？
- 保険料払込みの流れは？
- 契約できる条件は？

など

注意喚起情報

P.09～18

お申込みに際して**特にご注意**いただきたい事項やお客様にとって**不利益**となる事項を記載しています。

- 告知とは？
- 申込みを撤回したいときは？
- 保障の開始はいつ？
- 保険金を請求するときは？

など

その他重要事項

P.19～20

お申込みに際して**ご確認**いただきたい**補足的**情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、 お客様 にとって 不利益 となる事項を記載しています。		条件など 補足 事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の 専門用語 などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての**重要事項**、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についての**とりきめ**を詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認**いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01 「三大疾病保障プラン」の特長 02
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) 02

給付金・保険金など

- 03 保険金のお支払い 03
- 04 契約者配当金・解約払戻金 03

保険料

- 05 保険料の払込方法 04
- 06 保険料払込みの流れ 04
- 07 保険料に関する留意事項 07

ご契約のお引受け

- 08 お引受けの条件 08

01 「三大疾病保障プラン」の特長

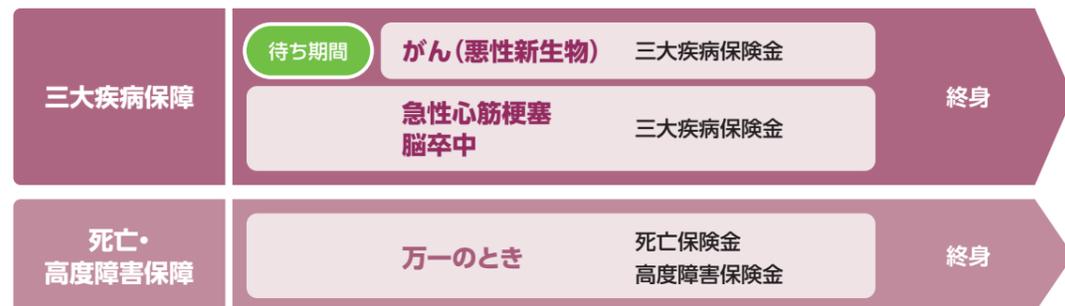
特長 三大疾病になったときや死亡したときの保障が一生続きます。

がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中になったときや、死亡したとき・高度障害状態になったときに保険金をお支払いします。

「三大疾病保障プラン」しくみ図

がん(悪性新生物)による三大疾病保険金については、保障が始まるまでに所定の**待ち期間**があります。

▶▶ **待ち期間** について、詳しくは **注意喚起情報 P.13~14** をご確認ください。



02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

正式名称 (販売名称)	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
三大疾病保障終身保険 (三大疾病保障プラン)	終身	終身	満5歳~満80歳

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる保険金について、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶ 詳しくは **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、「三大疾病保険金」のがん(悪性新生物)の保障の開始までには3か月の待ち期間があります。

▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.13~14** をご確認ください。

03 保険金のお支払い

▶▶ 参照 **しおり「三大疾病保障プラン」**について

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

	保険金	支払事由	支払事由の詳細/制限の例
三大疾病保障	三大疾病保険金	つぎのいずれかに該当したとき ●がん(悪性新生物) 初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞 急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したとき ●脳卒中 脳卒中を発病し、60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したとき	<ul style="list-style-type: none"> 三大疾病保険金のお支払いはいずれか1回限りです。 三大疾病保険金・死亡保険金・高度障害保険金の重複支払いはありません。 三大疾病保険金または高度障害保険金をお支払いした場合は、その支払事由に該当したときにさかのぼって、ご契約は消滅します。
	死亡保険金	死亡したとき	
高度障害保障	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶ 解約払戻金について、詳しくは **しおり「解約と解約払戻金」**について をご確認ください。

契約者配当金	契約者配当金はありません。
解約払戻金	契約年齢・性別・経過年数などによって、当社所定の 解約払戻金をお支払いします。 ご契約から短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

05 保険料の払込方法

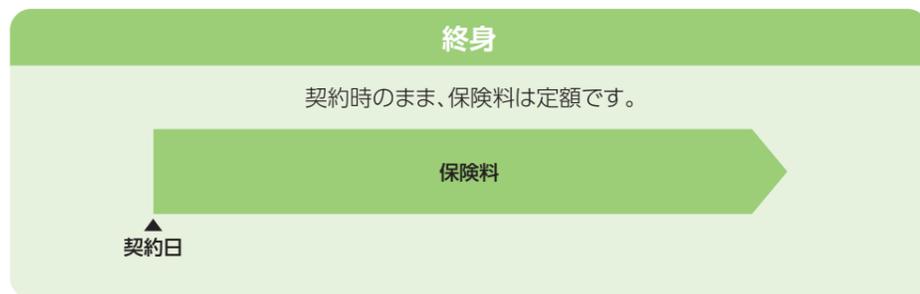
- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「**ご提案書**」などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** (P.02) をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「**月払**」「**半年払**」「**年払**」があります。
 ※保険料の**払込経路** **用語** によっては払込方法が限定される場合があります。

保険料払込期間

保険料払込期間は、「**終身**」です。



06 保険料払込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体取扱」など)により異なります。なお、「**三大疾病保険金**」の**がん(悪性新生物)の保障の開始までには「待ち期間(保障されない期間)があります。**
 ▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.13~14** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体によっては取扱いをしていない場合があります。詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

- ★ **契約日** : 申込みおよび告知がともに完了した日^(*)の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- ★ **保障の開始(A)** : 待ち期間がある保障
申込みおよび告知がともに完了した日^(*)から3か月経過した日の翌日^(**)
- ★ **保障の開始(B)** : 待ち期間がない保障
申込みおよび告知がともに完了した時^(*)

(*) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。

電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

(**) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

用語

- 「**払込経路**」とは
 保険料を払い込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体取扱(給与控除または集金代行)」などがある

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
 ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

団体取扱(月払)

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただけます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただけます。

★ **契約日** : 第1回保険料払込日の属する月の1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★ **保障の開始(A)** : 待ち期間がある保障 第1回保険料払込日の属する月の1日から3か月経過した日の翌日

★ **保障の開始(B)** : 待ち期間がない保障 第1回保険料払込日の属する月の1日

〈例〉保険料払込日が25日の場合



補足

団体を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

次ページへ続く▶

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**(※1)：申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始(A)**(※2)：待ち期間がある保障

申込み・告知および第1回保険料振替がともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

★**保障の開始(B)**(※2)：待ち期間がない保障

申込み・告知および第1回保険料振替がともに完了した時

(※1) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります(この日の満年齢で保険料が決まります)。

(※2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、保障の開始(A)は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日」から3か月を経過した日の翌日となります。保障の開始(B)は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日

(この日の満年齢で保険料が決まります)

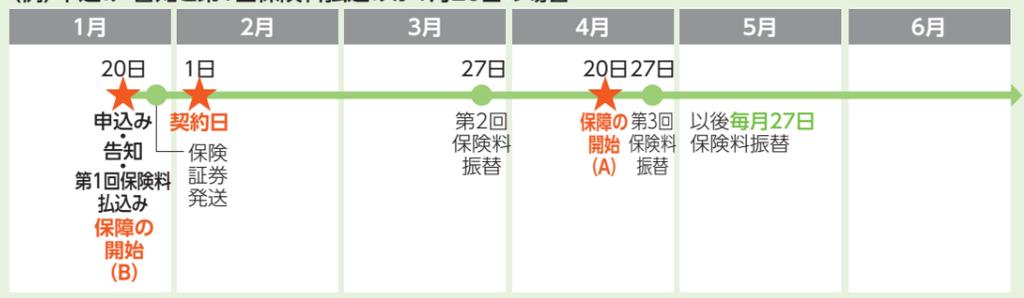
★**保障の開始(A)**：待ち期間がある保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

★**保障の開始(B)**：待ち期間がない保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



⊕補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

団体取扱(月払)

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払いいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払いいただきます。

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日
(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始(A)**：待ち期間がある保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した日から3か月を経過した日の翌日

★**保障の開始(B)**：待ち期間がない保障

申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時

〈例〉保険料払込日が25日の場合



⊕補足

団体を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

当社所定の身体障害状態に該当した場合、以後の保険料払込みが免除となります。

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「三大疾病保障プラン」の保険料の払込免除 をご確認ください。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払いいただく前納制度があります。

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 保険料の前納 をご確認ください。

08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
- **被保険者の健康状態や仕事の内容**などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- **現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**はお申込みいただけません。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載の**アフラックコールセンター**または募集代理店にお問い合わせください。

注意喚起情報

- 1** この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 03** 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 12
 - 05** 保険金をお支払いできないことがあります。…………… 14
 - 08** 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…………… 17 など

- 2** ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関する**とりきめ**を詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して

- 01** 反社会的勢力に該当する場合 …………… 10
- 02** お申込みの撤回または解除 …………… 11
- 03** 告知義務 …………… 12
- 04** 保障の開始 …………… 13

給付金・保険金、保険料など

- 05** お支払いできない場合 …………… 14
- 06** 保険金のご請求 …………… 15
- 07** ご契約の無効および失効・復活 …………… 16

ご契約の解約・乗換え・見直し

- 08** 解約と解約払戻金 …………… 17
- 09** 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し …………… 17

その他留意事項

- 10** 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 …………… 18
- 11** 相談・照会・苦情の窓口 …………… 18

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
▶▶ 詳しくは **注意喚起情報 P.18** をご確認ください。

反社会的勢力に該当する場合

01 反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

お申込みの撤回または解除

02 所定の期間内であれば、お申込みの 撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、ご契約のお申込みの**撤回**  またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合

ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
(第1回保険料を勤務先などの団体を通じてお申込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)

②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお申込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)

- お申込みの撤回等をした場合には、お申込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホは
こちらから



- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

 用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

03

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「保険金のご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、保険金の支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除**用語の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、保険金をお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは 保険期間の途中でご契約を消滅させること

次ページへ続く▶

保障の開始

04

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。「三大疾病保障プラン」のがん(悪性新生物)による「三大疾病保険金」の保障には、「責任開始期(日)」までの待ち期間があります。当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間がある 「三大疾病保険金」のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間がない 上記以外の保障

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期(日)

Aの保障：「申込みおよび告知がともに完了した日(*1)」から3か月を経過した日の翌日(*2)
 Bの保障：申込みおよび告知がともに完了した時

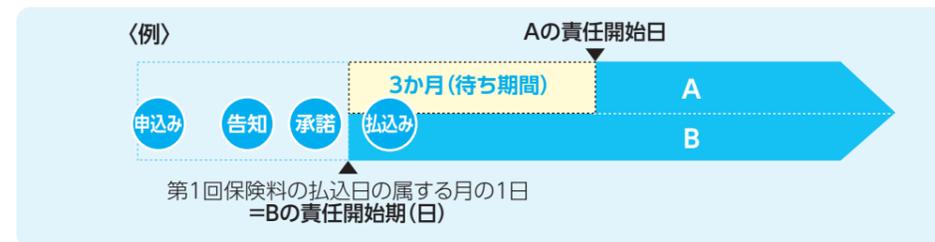
- (*1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。
- (*2) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。



団体取扱

責任開始期(日)

Aの保障：「第1回保険料の払込日の属する月の1日」から3か月を経過した日の翌日
 Bの保障：第1回保険料の払込日の属する月の1日



2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体取扱 共通

責任開始期(日)

Aの保障：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日(*)」から3か月を経過した日の翌日

Bの保障：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時(*)

(*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日(時)」となります。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

給付金・保険金、保険料など

お支払いできない場合

参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

05 保険金をお支払いできないことがあります。

- **責任開始日より前に**「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合
※診断確定日から6か月以内に契約者から申し出があった場合には、ご契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を払い戻します。
 - **責任開始期より前に**発病した病気を原因とする「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合
 - **責任開始期より前に**発病した病気や、責任開始期より前に生じたケガにより高度障害状態に該当した場合
 - 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
 - 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** [用語](#) している場合
 - **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、保険金の**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
 - **保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または保険金の受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
 - **免責事由に該当**した場合
(例)死亡保険金の場合、保障の開始から3年以内の被保険者の自殺
- 上記以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。
▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- **「失効」とは**
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため保険金は支払われない)

保険金のご請求

参照 [しおり](#) ご契約後について

06 保険金のご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 保険金は、受取人からのご請求に応じてお支払いします。保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性が有ると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

こちらからアクセス



保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。
請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 [通話料無料](#)

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>
年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

● 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については、[契約概要 P.03](#)のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金について、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶詳しくは [しおり](#)「指定代理請求特約」について をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、**必ずご連絡ください**。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます(保険契約の内容によっては、当社が指定した医師の診査や健康診断書などの書類の提出が必要な場合もあります)。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、未払込保険料の払込みもしくは告知(保険契約によっては診査)のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

ご契約の解約・乗換え・見直し

解約と解約払戻金

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

08

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
 - 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ▶▶詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

09

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による**解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳しくは **03 告知義務** (P.12) をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額が削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の保険金額が削減されることがあります。
- ▶▶詳しくは **しおり**「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

相談・照会・苦情の窓口

11

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

0120-5555-95 通話料 無料 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認ください**補足的情報をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ) 20

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。